

おわりに

平成 23 年度においては、大阪府教育振興基本計画に基づき「“ええとこ”のばそ 大阪の教育」を基本となる考え方に据え、こども青少年局・ゆとりとみどり振興局等関係局と緊密に連携しながら、学校力と教職員の資質・能力の向上や、学校・家庭・地域等の連携の推進を支援し、それらを通して児童・生徒の確かな学力の確立に向けた取組を総合的・効果的に推進するよう努めてきた。その結果、一部で課題はあるものの具体的取組の 35 項目中 30 項目で概ね目標を達成し、戦略の 7 項目中 6 項目で概ねめざす成果を達成するとともに、全 7 項目でめざす成果に対する有効性が認められた。

しかし、「確かな学力の確立」は、具体的取組の成果は着実に上がっているものの目標との差は依然として見られるところであり、戦略の位置付けが適切であるのかについて改めて検討する必要がある。現在の点検評価では具体的取組や戦略ごとに細分化された各点検項目に即して評価しているが、そうした各論的评价にとどまらず、局運営方針の全体構造に視野を広げ、問題の本質に迫るイノベティブなアイデアや、抜本改革を施行するダイナミックな戦略思考などに留意して、今後の方向性を検討することが必要である。

その際に重視すべきものの一つとしてマネジメント改革がある。教育委員会と学校がミッションを共有し、教育振興基本計画で定めた目標に向けて共に取り組むためには、教育振興基本計画や局運営方針、学校教育指針に基づくマネジメントを浸透させることが大切である。そのためには、教育委員会と校長の役割分担を明確にし、学校の運営に関する校長の権限を強化する一方で、教育委員会は学校評価などを通じて各校の課題を把握し、必要な支援のためのしくみを構築する必要がある。

このことについては、人事や予算も含めた校長の裁量の拡大や、副校長の設置をはじめ校長の職務を補佐するしくみの構築に取り組むとともに、学校評価の具体化・客観化をはじめとする検証・改善サイクルの充実を進めていく。これらのマネジメント改革の方向性を教育振興基本計画に入れることで、学校に活力をもたらし、各校の実情に応じた特色のある教育実践を進められる支援の充実に取り組んでいきたい。

また、教育行政基本条例や学校活性化条例の制定では、保護者や地域住民等にかかれた教育行政・学校運営の方向性も示されたところである。今後、年間を通じた授業や行事の参観の場の提供やホームページの充実など学校運営に関する情報の積極的な提供はもとより、学校協議会の設置を通じて保護者等の学校運営への参加や保護者等の意向の学校運営への反映を図るなど、学校・家庭・地域等の連携をさらに推進していく。

なお、有識者会議からは全体を通じて、教育に関しては数値による評価が難しく、めざす成果の達成状況という最終的な目標だけでなく戦略の進捗状況を測ることができる中間的な目標も設定することで、教育委員会の実際の業績につながった成果を示す必要があるのではないか、また最終的な目標に至るプロセスを示し、PDCAサイクルの明確化をさらに進める必要があるとの指摘を受けた。

今後、教育行政基本条例や学校活性化条例の制定を受け、教育振興基本計画を改訂することとしたところであり、計画の基本的な目標の設定において、これらの指摘を踏まえ、市民に成果をわかりやすく伝えることができる指標を再検討するとともに、基本的な目標の達成に至るプロセスの途上に設けるべき中間的な目標や測定指標を検討し、数値目標も

含めた具体的な内容を盛り込めるよう努めていきたい。

本市としては、この点検評価を通じて明らかになった取組の成果や課題をもとに、教育振興基本計画の改訂や25年度の局運営方針の策定において、確かな学力の向上といった喫緊の課題に対して真に有効な施策を改めて模索していく。その中で、グローバル化に対応した、ICTを活用した教育や外国語活動、東日本大震災の教訓を活かした防災・減災教育などの新たな取組も含めた施策の総合的な推進により相乗的な効果を得られるように努めていきたい。今後、それらの施策を通じて、学校園が自主性・自律性を高めて活気にあふれる場となり、社会総がかりで子どもをはぐくむ活動が、学校園のみならず家庭・地域等にさらに広がるよう引き続き教育行政をより一層効果的に推進していく。